

●著作権

(1) 著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条第1項第1号）

(2) 著作者とは

(3) 著作者の権利の発生

(4) 著作権の内容

(5) 教員が学校で資料等をコピーする場合

著作権の例外として、著作権者の許可を得ないで利用できる場合があります。

①学校その他の教育機関における複製（第35条第1項）

②学校その他の教育機関における公衆送信（第35条第2項）

例：遠隔地への送信

③試験問題としての複製等（第36条）

④教科用図書等への掲載（第33条）

⑤拡大教科書やデジタル録音図書等の作成のための複製（第33条の2）

⑥学校教育番組の放送等（第34条）

